

「連帯責任ヲ有ス」ト改正

第十二條 本會「各役員ヲ選出スルハ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ」トシ、

一三 遺囑執行ニ付シテ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ

(四) 役員ニ對シテ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ

一四 遺囑執行ニ付シテ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ

一五 遺囑執行ニ付シテ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ

一六 遺囑執行ニ付シテ、其ノ職務ニ依リテ、其ノ責任ヲ負フ

財團法人協調會大阪支所

連帯責任ヲ有ス」ト改正

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長主事トアル次ニ執行委員ヲ挿入

第十九條 ノ次ニ新ニ二十條ヲ設ケ

「執行委員ハ各組合ヨリ一名選出ス」ヲ加フ

從ツテ二十條ハ二十一條以下逐條一條上ル

右滿場一致可決

(16) 帝國主義危機反對ノ件

本部、金屬提案  
説明者 熊本與一

説明ヲ加ヘントシタルモ論旨不穩ニ涉リシ爲メ中止ヲ命シタル處  
本大會ニ於テ審議決定スルヲ避ケ新任役員ニ一任ト決ス

一四 役員詮衡委員會報告

吉田 篤報告

會長

大矢 省三

主事

山内 鐵吉